

令和 3 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 2 回臨時会会議録

令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回臨時会会議録

令和3年7月9日（金）午前10時開会

出席議員 13人

1番	石	井	芳	隆
2番	栗	山	香代	子
3番	渡	辺	貞	雄
4番	遠	藤	浩	一
5番	瀧	口	慎太	郎
6番	望	月	真	実
7番	奈	良	直	史
8番	小	林	敬	子
9番	馬	場		司
10番	岸	上	敦	子
11番	阿	部	隆	之
12番	藤	田	義	友
13番	山	本	雅	彦

欠席議員 なし

説明のための出席者

管	理	者	小	林	常	良
副	管	者	小	野	吉	豊
副	管	者	岩	澤	宏	美
会	管	者	霜	澤	勝	美
事	計	者	石	島	和	弘
事	務	長	小	射	伸	茂
	務	長	小	宮		一
	局		瀬	村		
	局					
	次					

事務局出席者

書	記	小	泉	祐	司
書	記	塚	田	尚	士

議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会期の決定
- 3 報告第1号 令和2年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書について
- 4 議案第5号 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結について

議 長 諸 報 告

- 4月5日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 4月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（3月分）
- 5月6日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 5月14日 議会運営委員会委員の選任について、清川村選出議員の藤田義友議員を指名した。
- 5月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（4月分）
- 6月14日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、厚木愛甲環境施設組合議会臨時全員協議会の開催について、依頼があった。
- 同 日 令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回臨時会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 6月28日 議会運営委員会委員長から、令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回臨時会の運営について、答申があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回臨時会招集通知があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回臨時会提出議案の送付があった。
報告第1号 1件
議案第5号 1件
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（5月分）
- 6月29日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。

本日の付議事件

- 1
- ↳ 議事日程に同じ
- 4

○石井芳隆議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回臨時会を開会いたします。

この際、議事の進行上、清川村議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

○石井芳隆議長 日程1「議席の指定」を行います。

清川村議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

○小泉祐司書記 朗読いたします。

12番 藤田義友議員

13番 山本雅彦議員

以上であります。

○石井芳隆議長 ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本臨時会の会議録署名議員を議長から指名いたします。渡辺貞雄議員、遠藤浩一議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

○石井芳隆議長 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○石井芳隆議長 日程3「報告第1号 令和2年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越

計算書について」を議題といたします。

報告を求めます。管理者。

○小林常良管理者 おはようございます。ただいま議題となりました報告第1号 令和2年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、ごみ中間処理施設整備運営事業に係る予算の一部を翌年度へ通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

以上でございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○石井芳隆議長 質疑に入ります。――別になければ、本件はこれで終わります。

○石井芳隆議長 日程4「議案第5号 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第5号 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、ごみ中間処理施設整備運営事業に係る総合評価一般競争入札を執行し、去る3月22日に荏原環境プラントグループを落札者として決定いたしました。つきましては、落札した企業グループのうち、設計企業及び建設企業で構成される荏原・熊谷・小島・大野共同企業体を相手方として246億9170万円で建設工事請負契約を締結いたしたく、厚木愛甲環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○石井芳隆議長 質疑に入ります。奈良議員。

○7番 奈良直史議員 先日、全員協議会の資料としてパースのほうも見させていただき

ました。自分は建築士をしている関係で、この辺が出てくるとこういうのをよく見てしまうんですけども、今回、事業者さんから提案された資料自体は、施設の外觀にアースカラーを使って、周辺環境と調和したものを意識されているんだなというふうに思いました。こういった外觀で周辺に配慮いただいているのは大変評価しているところではあるんですけども、1点、ちょっと機能面で確認させていただければと思うんですが、新しいごみ中間処理施設については、現在稼働している厚木市環境センターと比較してどこがよくなるのか、幾つかここで言ういただければと思います。

○小宮和茂事務局長 現在の厚木市環境センターは竣工が昭和62年11月。竣工後34年たっている施設でございます。これを踏まえまして、新たなごみ中間処理施設につきましては、最新の技術を導入することにより、主に3つの点で大きな利点があるというふうに考えてございます。まず1つ目ですが、現在、他自治体等で導入実績がございますストーカ式焼却炉の採用によりまして、現施設に比べ維持管理がしやすく、焼却灰の資源化に適した施設となっております。2番目といたしまして、最新の排ガス処理設備を導入するなど、環境に優しい施設となります。あわせて排ガスの自主規制を強化いたします。3つ目といたしまして、高効率ごみ発電の技術によりまして売電収入が増加し、特定財源として施設の維持管理等に充当できるというふうに考えてございます。そのほか、大規模災害時に災害廃棄物の一時保管場所として使用する緑地を整備してまいります。

○7番 奈良直史議員 ありがとうございます。そして、この災害廃棄物一時保管場所として使用される広場ですけども、車両の動線とかストックヤードの場所というのは、先日頂いた資料ではちょっと分からなかったもので、このあたりをもう少し、今分かる範囲で結構ですので、御説明いただければと思います。

○小宮和茂事務局長 災害廃棄物の運搬車両

につきましては、事業区域北側の緑地の駐車場付近から敷地内に入りまして、中央の広場などに可燃性廃棄物を降ろした後、事業区域南側の施設エリアを通って事業区域外に出るという形で、出入りの動線が交錯しないように工夫してまいりたいと考えております。

○石井芳隆議長 栗山議員。

○2番 栗山香代子議員 今回、建設工事ということで議案が出されていますけれども、DBO方式ということなので全体的にお伺いしたいと思います。今回の運営委託の契約期間は20年間という大変長いもの。先ほど最新の技術ということがありましたが、20年たてばいろいろと技術も変わってくるかと思いません。そうした中で、維持管理は、例えば指定管理ですと市が大きいところはやりますけれども、20年というDBO方式の中で、どのように定期的に、例えばフィルター交換。今回は煙突が当初59メートルの予定が80メートルとなって、大変維持管理も難しくなるところもあるかなと思いますし、また、20年という中では防水工事等、改めて改修が必要になるところもあるかと思えます。その20年間の中でどういったところがDBOのOの中に含まれているのかを確認させてください。

○小宮和茂事務局長 御指摘いただいたとおり、施設運営の契約期間については20年としてございます。期間内に想定し得る費用は、例えばプラントの設備におきまして、クレーンやボイラー、タービン発電機などの点検補修費用。また、建物では防水や煙突の塗装などの補修費用については全て20年間の運営事業の費用に契約上含まれてございます。一方、災害などの不可抗力による損害につきましては、契約に基づきまして、一定の割合を超える部分の損害額を組合が負担することになってございます。

なお、建物につきましては、補修を最小限に抑えることができるように、最も耐震性能が高いランクとなっております重要度係数I類を採用いたしまして建設工事に当たってまいります。

○2番 栗山香代子議員 今、災害等と。先

ほど奈良議員のところでも災害の話がありましたけれども、災害のときの対応というのは具体的にどういうものなのか。そのときによって違うと思いますけれども、いろいろな施設の管理があると思いますし、あと緑地のほうで災害廃棄物を受け入れる、それによってやはりその復元も必要になってくるかと思えますけれども、そういったところの対応というのは組合のほうが出すのか、それとも事業者が出すのか、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○小宮和茂事務局長 緑地としての整備につきましては、今回議案として提案させていただいた建設工事の中に含まれてございます。しかしながら、災害廃棄物一時保管場所として使用に要する費用については、実際に保管場所として使用する際に経費が発生いたしますので、今回の工事費には含まれてございません。したがって、保管場所として使用する際には、整備または復旧に係る費用については組合の負担となっております。

○2番栗山香代子議員 20年間でどんなことが起きるか本当に分かりませんので、対応をお願いしたいと思います。

もう一つだけ伺いたいたんですが、厚木市はゼロカーボンということで打ち出していますけれども、こちらはどのようなふうなところでそこを取り組んでいられるのかということ。特に売電収入について、どのような扱いになるのか。組合は電気事業者に売却ということではありますけれども、実際、その収入は事業者に入るのか組合に入るのか、こういった形になるのかということをお伺いしたいと思います。

それともう一つ、同じく太陽光発電というところであまり対応される予定はないという話ですけれども、教育的な部分といいますか、市民にお知らせをするというところで、太陽光発電をどれぐらいやっていますとかという表示がありますけれども、今回も見学コースができるというふうに聞いていますが、そういったところで、ゼロカーボン、再生可能エネルギーと太陽光発電との取組というの

はどのようなものがあるのかを御説明いただきたいと思います。

○小宮和茂事務局長 御質問がございました売電収入につきましては、組合が電気事業者に売却する形を取りますので、売電収入は直接組合に入るところでございます。特定財源として入る形になってございます。

また、太陽光発電につきましては、新たなごみ中間処理施設自体がバイオマス発電施設でございます。脱炭素社会の実現を目指す施設でございますので、大規模な太陽光発電のパネル等については設置する予定はございません。しかしながら、脱炭素社会実現に向けた様々な取組を啓発するため、バイオマス以外の自然エネルギーについて周知できるよう計画をしてみたいと考えてございます。

○石井芳隆議長 渡辺議員。

○3番 渡辺貞雄議員 ただいま栗山議員から質問があった太陽光発電について、今は設置する見込みはないという御答弁ですが、やっぱりこれからカーボンゼロがベースになる脱炭素社会に向けて、ごみ収集車も全て電気自動車に移行されるだろうと。当然導入されて、そのエネルギーも電気を使うわけですよ。そういうことで、確かにバイオマス発電で売電収入が年間1.76億円入るということは本当にいい話。それで4600キロワット発電し、3000キロワットを売電するようにはなっているんですが、そのほか東電の受入れも難しいというのは事実承知はしております。ただし、蓄電池が非常に進歩して、新しい蓄電池が製造される見込みも聞いておりますので、そういうものをその電気自動車に活用するとか、あるいはそばにある厚木市ふれあいプラザに活用するとか売電するとか、近くの公共施設に売電することはできる話だと思うんですよ。まだまだ時間もございますので、ぜひ参考にさせていただくことをお願い申し上げて、私の訴えです。よろしく申し上げます。

○小宮和茂事務局長 ただいま議員のほうから御提案いただきましたとおり、自然由来のエネルギーについては、様々な形が考えられ

ると考えてございます。また緑地のほうも整備してまいりますので、そこに太陽光パネルを設置するなど、様々なことが考えられるところでございます。今後、建設期間もあることから、様々な手法で検討していきたいと考えてございます。

○3番 渡辺貞雄議員 ありがとうございます。ぜひそのような形で進めていただくことをお願い申し上げます。

○石井芳隆議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程4「議案第5号 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○石井芳隆議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして令和3年厚木愛甲環境施設組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 石井芳隆
議員 渡辺貞雄
同 遠藤浩一